

健発0312第1号
平成23年3月12日

各都道府県知事殿

厚生労働省健康局長

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（通知）

標記災害により被害を受けた生活衛生関係営業者に対して、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）における災害融資について特別の措置を講ずる閣議決定（別紙1）がされたので、下記事項にご留意の上、貴管下の生活衛生関係営業者等への周知徹底方よろしくお願いします。

記

1 特別措置の対象とする者

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震で直接の被害を受けた事業所を有する生活衛生関係営業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は当該生活衛生営業者等の事業活動に相当程度依存している生活衛生営業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものであること。

なお、特別措置の対象者中、「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」の解釈については、別紙2「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）の指針により行うこととしているので了知ありたい。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

〔平成23年3月12日〕
〔閣議決定〕

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が受けた被害は、大規模かつ広範囲に及んだことから、他に類を見ない極めて甚大なものとなっており、これら被災中小企業者等の急速な立ち直りを促進することが緊要である。

このため、特に被害の著しい中小企業者等に対する株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の災害融資については、特段の措置として、激甚災害の例及び最近の金融情勢に鑑み、下記により、貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定する。あわせて、危機対応業務を活用し、指定金融機関による災害融資の金利を引き下げられるよう、利子補給を行う。また、被災の状況を踏まえつつ、必要な措置は、引き続き検討を進める。

記

1 特別措置の対象とする者

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

全機関を通じ1貸付先当たり融資額のうち1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）まで

3 特別措置を適用する期間

平成23年3月11日から平成23年9月11日までに災害融資を受ける者について、貸付後3年間

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成 23 年 3 月 12 日閣議決定）の指針

平成 23 年 3 月 12 日

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成 23 年 3 月 12 日閣議決定）に記載している「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」について、市町村長等による円滑な確認を支援する観点から、「平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」（平成 7 年 1 月 20 日閣議決定）の内容を踏まえ、以下のとおり指針を示すこととする。

「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」とは、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた事業者との取引依存度が 100 分の 20 以上の中小企業者等であって、借入申込後 3 月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 40 以上減少すると見込まれる又は借入申込直前 2 月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 30 以上減少したもの」とする。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被害証明書

事業所名 _____
事業所所在地 _____
事業主 _____
事業種類 _____

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()

2. 主要な事業用資産

<資産名>

- ①
②
③
•
•

<被害状況>

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()
〃
〃

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

印

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

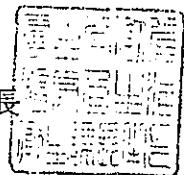
市町村長名

印

健衛発0312第1号
平成23年3月12日

財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



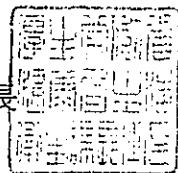
平成23年3月11日から平成23年9月11日までの間の東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

標記について、別添(写)のとおり各都道府県知事あて通知したので、この旨御了知の上、貴管下関係団体等に対する指導方よろしくお願ひします。

健衛発0312第1号
平成23年3月12日

社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



平成23年3月11日から平成23年9月11日までの間の東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

標記について、別添(写)のとおり各都道府県知事あて通知したので、この旨御了知の上、貴管下関係団体等に対する指導方よろしくお願ひします。